

中小企業金融円滑化法期限到来後のお取引について

中小企業金融円滑化法の期限到来後も、

当金庫の金融円滑化に向けた基本方針は変わりません。

中小企業金融円滑化法は、平成25年3月末をもって期限を迎えますが、当金庫は引続き以下の基本方針に基づき、地域金融の円滑化に努めてまいります。

今後とも、お客様が抱える経営課題等についてご相談ください。

- ① お客様の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行うよう努めます。
- ② お客様の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導および経営改善に関する支援を行うよう努めます。
- ③ 与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）に関し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行うよう努めます。
- ④ お客様からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望および苦情への対応を適切に実施するよう努めます。
- ⑤ その他与信取引に関して、地域密着型金融を推進するために必要であると判断した事項を適切に行うよう努めます。